

茅三條 會社ノ都合ニ依リ解職ノ場合ハ年當金支給スルコト

但シ四月ノ日給ヲ支給スルコトハレニ慰勞金ヲ加算スルコト

茅四條 病氣欠勤ノ場合ハ日給ヲ支給スルコト

但シ醫師ノ診斷書ヲ以テ届出ワルコト

茅五條 父母妻子ノ死亡ノ場合ハ香奠ヲ支給スルコト

茅六條 勤務懈怠又ハ簡陋點呼ノ場合ハ日給ヲ支給スルコト

但シ日給ハ全四回宛ノ一ト

茅七條 工場内規ハ茅四條ヲ撤廃スルコト

二月十八日

白木屋 御 中

職工一同

本店側ニ於テハ此ニ對シ不日重役會議ヲ開キ回答スヘク申渡シタルモ  
其後何等ノ回答無キヨリ三月三日更ニ回答ヲ促シタルニ助役水室  
係ヨリ今直向猶予セラレタリト返答ヲ得タリ

然ルニ今月九日本店ニテハ右代表者兩名ヲ招キ前記水室助役ヨリ  
重役會議ノ結果今月十四日限り工場ハ監督安藤太郎ニ切テ請負ニ

職工安藤ノ使用人トシテ使用スルコトナリタリ  
直接關係ヲ離レタリ故ニ要求ニ對シテハ回答ノ要ナク返却スト申渡アリ

職工代表ハ右組織変更ノ宣告ヲ受ケ頓ル憤慨シ吾々ハ能ハズ  
論ニ訴ヘ對抗スル旨ヲ述ヘ退出シ他務ニニ報告シ上善後策ニツキ協議ヲ

重キ日本労働同盟ニ度候ヲ求ムルコトナリ  
昨十三日午前中前記

代表者二名ハ全區三田四國所  
代表者二名ハ全區三田四國所  
代表者二名ハ全區三田四國所

代表者二名ハ全區三田四國所  
代表者二名ハ全區三田四國所  
代表者二名ハ全區三田四國所